

府内産木材利用拡大緊急対策事業（木材製品利用拡大対策）実施要領

令和2年10月28日2林第522号

一部改正 令和3年1月25日3林第30号

（趣旨）

第1 新型コロナウイルス感染症の影響による住宅着工戸数の減少等に伴い、木材需要が減少しているため、府内産木材利用拡大緊急対策事業（木材製品利用拡大対策。以下「本事業」という。）により、府内産木材製品の購入経費を支援することで、府内産木材の利用拡大と安定供給体制の強化を図る。

本事業の実施については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1） 京都の木証明 京都府産木材認証制度実施要綱（平成16年12月28日付け6林第597号農林水産部長通知）第3条の規定により知事から指定を受けた法人が発行する同要綱第2条第1項第10号に基づく京都府産木材証明をいう。
- （2） 府内産木材製品 京都の木証明が発行された木材製品をいう。
- （3） ジョイント 事業実施主体が木材加工業者から府内産木材製品を購入することを目的として木材加工業者と連携を組むことをいう。

（事業の内容等）

第3 本事業の補助の対象とする補助事業者、補助事業の内容、事業実施主体及び補助対象経費は別表1に定めるとおりとする。

（ジョイント計画）

第4 ジョイントを構成する事業者の代表者は、2月19日までに別記第1号様式によるジョイント計画承認申請書に、建設業法第3条第1項の規定による許可に係る通知書の写し又は同項の規定による許可を受けたことを証する書類を添付して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により提出のあったジョイント計画が適当であると認めるときは、これを承認し、承認番号を通知するものとする。

（ジョイント計画の変更）

第5 第4で承認を得たジョイント計画において、ジョイントを構成する事業者の追加又は削除をする場合は、あらかじめ第4に準じてジョイント計画変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（ジョイント計画の廃止）

第6 第4で承認を得たジョイント計画において、ジョイントを廃止する場合は、別記第2号様式によるジョイント計画廃止届を知事に提出しなければならない。

(事業の実施計画)

第7 補助事業者は、事業を実施しようとするとき別記第3号様式による事業実施計画承認申請書に本事業の補助に係る要綱等を添付して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により提出のあった事業実施計画及び補助に係る要綱等が適当であると認めるときは、予算の範囲内で承認するものとする。

(事業実施計画の変更)

第8 補助事業者は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更が生じたときは、別記第3号様式による事業実施計画変更承認申請書を知事に提出し、変更の承認を受けるものとし、この場合は第7の第2項の規定を準用する。なお、補助金交付決定後の変更は、第10によるものとする。

(交付申請)

第9 規則第5条に規定する申請書は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、第7の第2項の承認を受けた場合、交付申請書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請内容が適当と認めるときは、規則第6条に規定する交付決定を行うものとする。

(交付の変更承認申請)

第10 規則第9条に規定する知事の承認を受けなければならない事項は、別表1の重要な変更に掲げるものとし、申請書は別記第4号様式によるものとする。この場合の承認は第9の第2項の規定を準用する。

(早期着手届)

第11 第7の第2項の承認を受けた補助事業者は、やむを得ない理由により補助金の交付決定日前に事業に着手しようとするときは、着手日までに別記第5号様式による早期着手届を提出するものとする。

(概算払)

第12 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実施状況報告)

第13 補助事業者は、毎月末現在の実施状況を別記第7号様式による実施状況報告書で翌月の5日までに、知事あて報告するものとする。

(実績報告)

第14 補助事業者は、3月17日までに別記第8号様式による補助金実績報告書に、補助を受けた各事業者がジョイント計画に基づき木材製品を購入した実績が分かる資料を添付して知事に提出

するものとする。

(検査)

第 15 知事は、補助事業が完了したときは、速やかに検査を行うものとする。

(書類の提出)

第 16 この要領により知事に提出する書類は、正本 1 部とする。

(他の補助金との併用について)

第 17 京都府等からの補助金、交付金、その他の給付金を受けている府内産木材製品については、本補助金の対象としない。

(その他)

第 18 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 28 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 1 月 25 日 3 林第 30 号)

この要領は、令和 3 年 1 月 25 日から施行する。